

# 賃金引上げに向けた『同一労働同一賃金』対応説明会の第2回を開催しました！

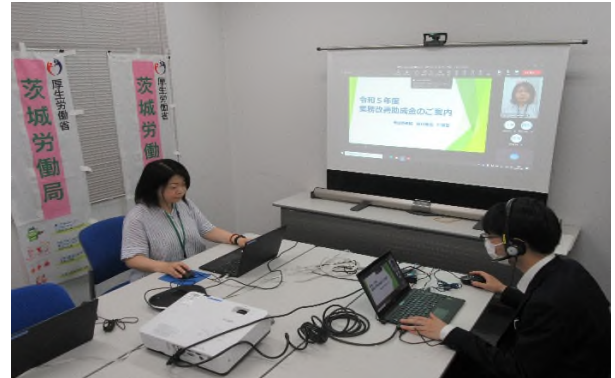
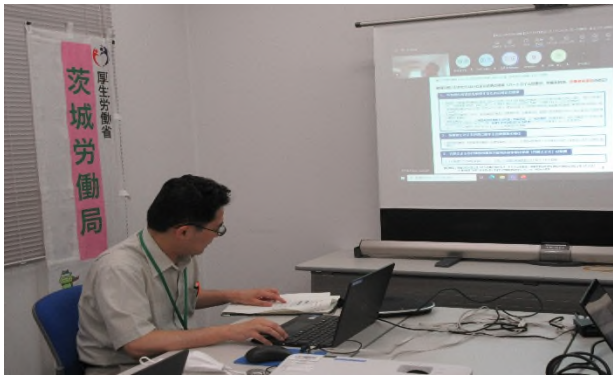
令和 5年 9月 5日



◀ 「パートタイム・有期雇用労働法」について説明する  
雇用環境・均等室職員

▼下左  
「労働者派遣法」について説明する  
職業安定部 需給調整事業室 職員

下右▼  
「業務改善助成金の概要」について説明する  
雇用環境・均等室職員



茨城労働局では、賃金引上げに向けた『同一労働同一賃金』対応説明会をオンラインにて実施しております。

(第1回:8月29日、第2回:9月5日、第3回:10月5日)

説明会では、「パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の概要」、「同一労働同一賃金実現のための具体的な企業の取組」、企業に対する支援策として、「助成金制度の概要」について説明いたします。

第2回目となる本日は91名と多くの方にご参加いただきました。

10月5日開催分については、「労働局・労働基準監督署説明会受付サイト」

( <https://www.roudoukyoku-setumeikai.mhlw.go.jp/> ) により

9月28日 17:15 まで申し込みが可能となっておりますので、みなさま、ぜひお申し込みください。

また、「茨城働き方改革推進支援センター(茨城労働局委託事業)」では、専門家派遣により個別支援を無料相談で実施しています。是非ご利用ください。

## 【お問い合わせ先】

- パートタイム・有期雇用労働法について  
雇用環境・均等室 電話：029-277-8295
- 労働者派遣法について  
職業安定部需給調整事業室 電話：029-224-6239
- 業務改善助成金について  
コールセンター 電話：0120-366-440
- 茨城働き方改革推進支援センター  
電話：0120-971-728